

《加算について》

介護予防通所リハビリテーション（要支援）		
選 択 的 サ ー ビ ス	運動機能向上加算	利用者の運動機能の向上を目的として個別的に運動機能向上サービスを実施した場合
	口腔機能向上加算（月1回まで）	利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に口腔機能向上サービスを実施した場合
	栄養改善加算（月1回まで）	利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に栄養改善サービスを実施した場合
選択的サービス複合実施加算（Ⅰ）		上記の選択的サービスのうち2種類を選択した場合
選択的サービス複合実施加算（Ⅱ）		上記の選択的サービスのうち3種類を選択した場合
事業所評価加算		評価対象となる期間において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合
通所リハビリテーション（要介護）		
感染症等特例加算		感染症の発生や災害などを理由に利用者数が減少した場合
口腔機能向上加算（月2回まで）		口腔機能向上サービスを行なった場合
栄養改善加算（月2回まで）		栄養改善サービスを行なった場合
理学療法士等体制強化加算		常勤かつ専従の理学療法士等を2名以上配置している場合
リハビリテーション マネジメント加算 A		リハビリテーション会議を開催し、積極的な情報共有を行い、リハビリテーションの計画や見直しの説明を理学療法士等が実施した場合
リハビリテーション マネジメント加算 B		上記の内容の説明を医師が実施した場合
(イ)(ロ)について		(イ) 厚生労働省へ情報の提出なし (ロ) 厚生労働省へ情報を提出し質を管理した場合 利用開始6カ月を基準に料金の変更となります
短期集中個別リハビリテーション 実施加算		退院（所）日又は新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内に個別リハビリテーションを週2回以上1回40分提供した場合
移行支援加算		通所リハビリを利用し、社会参加に資する取り組みに移行できるなど、質の高い通所リハビリテーションを提供している場合
送迎車を利用しない場合		送迎車を利用しない場合は、片道47円の減算となる
要支援・要介護共通		
栄養アセスメント加算		管理栄養士と共同し、低栄養等のリスクや解決すべき課題を把握している場合
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ、Ⅱ） （6カ月に1回）		口腔や栄養状態のスクリーニングを行った場合
科学的介護推進加算体制加算		生活状況、栄養状態、口腔機能などの心身に係る情報を厚生労働省へ提供し、その情報をリハビリ計画へ活用している場合
サービス提供体制強化（Ⅲ）		通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上である場合